

第9回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年5月23日  
 告示番号 第5号  
 会議年月日 令和元年5月27日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 金 野 隆  
 企画係長 千葉 奈津枝  
 主任 千葉 東

本日の案件 第9回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時35分

議長	<p>本日の出席委員は21名であります。                  定足数に達しておりますので、第9回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、11番 石川 誠司 委員、14番 畠山 信吾 委員、23番 三浦善昭 委員より欠席の届け出がありました。                  なお、11番の石川 誠司 委員は、本日、東京で開催されている全国会長大会に会長に代わり出席いただいておりますことを申し添えます。</p>
議長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布しております総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に18番 佐藤 多賀幸 委員、19番 佐々木 栄一 委員を指名いたします。                  書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。</p>
議長	<p>議案審議に入ります。</p>

局長

「報告第19号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

それでは、1ページをお開き願います。

報告第19号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年5月20日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から5ページの第15号までの15件、15名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で報告を終わります。

議長

以上で「報告第19号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございますか。

(なしの声あり)

議長

なければ、報告第19号の質疑を終わります。

次に、「報告第20号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

6ページをお開き願います。

報告第20号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づ

く届出であります。記載の第1号から第6号までの6件、9筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土等による整備分5件及び農業用施設の整備分1件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第20号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第20号の質疑を終わります。

次に、「議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

説明は議案の朗読を省略し、内容の説明を行います。

局長より説明いたさせます。

局 長

7ページをご覧願います。

議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に、一関地域に係る申請5件でございます。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。

次に、7ページから8ページであります。第2号については、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため、借受人に使用貸借権を再設定するものです。

貸借期間は、記載のとおり令和11年5月26日までの10年間となっております。

8ページから9ページになりますが、第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第4号については、貸付人が労力不足の状態にあることか

ら、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり令和6年5月26日までの5年間で、物納となっております。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

10ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第6号については、譲渡人が転居するところに譲受人が宅地、建物及び農地を取得して移住した上で農業経営を始めようとするものです。

譲受人は、これまで農地を所有していませんでしたが、今回、自ら取得して農業を始めるもので、営農計画書を提出しております。

なお、宅地、建物を含む売買金額は、記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第7号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの10年7ヶ月となっております。

11ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第8号については、譲受人が隣接する農地を経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第9号については、譲渡人が遠方に居住しており管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、室根地域に係る申請1件でございます。

第10号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和4年4月30日までの2年11ヶ月となっております。

以上、10件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条

議長

第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第63号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

22番  
佐藤圭一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和元年5月14日、火曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤と三浦、農地利用最適化推進委員渡邊、佐々木、事務局職員、金野事務局長補佐、阿部主任主事、千葉主任。

報告内容、第1号から第5号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

18番  
佐藤多賀幸 委員

それでは、農地法第3条の現地調査報告書、花泉地域について、ご説明いたします。

現地調査日は5月13日、月曜日、午前9時半より、現地調査員は農業委員 私、農地利用最適化推進委員は千葉寿昭、及川善喜、事務局職員として千葉主任、花泉支所産業経済課 後藤主任、高橋主事。

報告内容でございます。

第6号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

5番  
鈴木勝委員

それでは、大東地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和元年5月13日、月曜日、午前9時より行い

議 長  
24番  
千田 幹雄 委員

ました。

現地調査員といたしまして農業委員 私 鈴木、畠山委員、農地利用最適化推進委員としまして武田 文一 委員でございます。

支所職員 熊谷 香織 産業経済課主査。

報告内容といたしまして、第7号について別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

報告終わります。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日が令和元年5月13日、午後1時半から行っております。

調査員は農業委員が私 千田、最適化推進委員が小野寺、渡邊、事務局職員として千葉主任、千厩支所産業経済課 畠山係長。

報告内容でございますが、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長  
13番  
鈴木初男委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告書、現地調査日、令和元年5月13日、午前9時半より、現地調査員、私 鈴木と農地利用最適化推進委員 千葉委員、菅原委員、事務局職員 西巻主査、東山支所産業経済課 渡邊課長補佐兼農林係長。

報告内容、第9号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長

17番  
芳賀 武郎 委員

農地法第3条現地調査報告、室根地域。

現地調査日は令和元年5月13日、月曜日、午後1時半より、調査員として農業委員 私 芳賀です。

最適化推進委員として熊谷委員、岩渕委員、事務局職員 西巻主査、支所職員 畠山産業経済課課長補佐、同じく土屋産業経済課主任主事。

報告内容、第10号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第63号」は可と決します。

議 長

次に、「議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは、議案書12ページをお開き願います。

議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域1件、千厩地域1件、東山地域1件の計3件でございます。

第1号は、自宅用の車庫を平成20年に建築しておりましたが、相続登記を行うために測量調査業務を行ったところ、車庫

が隣接地にまたいで建築されていることが判明したため、追認しようとするものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、自己住宅を建築したいために転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、現在の作業場を取り壊し、新たに乾燥室兼作業場を建築したいために転用申請するものであります。

なお、農地は、農振農用地内となっております。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準であります一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

以上で「議案第64号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査報告をお願いするものでございます。

22番  
佐藤 圭一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

調査日と調査員は3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから北西に約10kmの位置にあり、周辺は東・北側が農地、西・南側が宅地となっております。

申請人が物置を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われまます。

なお、本件は申請人の父親、既に亡くなっておりますが自宅敷地と農地との境界の認識を誤り、平成20年に既に建築済みのため、相続登記により当該農地を取得した申請人が追認により許可を求めるものとのこととでございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

24番  
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第4条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

議 長  
13番  
鈴木 初男 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR小梨駅から南に約6.6kmの位置にありまして、周囲は東・西側が山林、南側が農地、北側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

あります。

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第4条現地調査の報告を行います。

現地調査日、現地調査員は3条と同じなので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR柴宿駅から東に2.2kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、北側が宅地、西側が市道となっている。

申請人が畑の一部に乾燥室兼作業場を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと判断しました。

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長  
19番  
佐々木 栄一 委員  
局長補佐

農業用の施設の用地、乾燥室兼作業場でございますけれども、何の乾燥室かお聞かせ願います。

お答えいたします。

もみの乾燥室でございます。

議 長

ほかにございませ

せんか。  
(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に

		<p>対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。  (挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p>
議	長	<p>よって、「議案第64号」を許可相当と決します。</p>
局長補佐		<p>次に、「議案第65号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、13ページをお開き願います。</p> <p>議案第65号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見についての議案内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の提出があったので、可否について意見を求めるものであります。</p> <p>第1号は、平成10年7月24日付けで4条申請許可があったものですが、申請者は市内での引っ越しに合わせて農業をリタイアすることを決めたことから、農機具倉庫を建築する必要がなくなったため、許可を取り消しするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第65号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第65号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を許可相当とする方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p>
議	長	<p>よって、「議案第65号」を許可相当と決します。</p>
局長補佐		<p>次に、「議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、14ページをお開き願います。</p> <p>議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の</p>

提出があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は8件で、一関地域4件、花泉地域3件、室根地域1件でございます。

第1号は、譲受人である法人が2区画宅地分譲を行いたいために転用申請するものであります。

農地区分は、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第2号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいために転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、自己住宅を建築したいために転用申請するものであります。

農地区分は、都市計画区域の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

15ページをご覧ください。

第4号は、3号に関わりまして譲渡人・受人が連名で取付道路を整備したいために転用申請するものであります。

農地区分は、3号と同じく第3種農地と判断いたしました。

第5号は、自己住宅を建築したいために転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号は、自己住宅を建築したいために転用申請するものであります。

農地区分は300m以内にJR花泉駅が存在する位置にあることから、第3種農地と判断いたしました。

16ページをご覧ください。

第7号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいために転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第8号は、譲受人である法人が岩手県の公共工事受注に伴って仮設道路等として使用したいため、1年間の一時転用を申請するものであり、農地地目は農振農用地内の「休耕田」であります。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりであります。

議 長

22番  
佐藤 圭一 委員

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準であります一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第66号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに現地調査の結果を担当委員の方より報告をいただきます。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から北東に約650mの位置にあり、周囲は東側が宅地及び農地、西側が農地、南側が市道、北側が宅地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第2号、申請地は、JR一ノ関駅から南に約1.1kmの位置にあり、周囲は東・北側が市道、西側が公衆用道路、南側が山林及び原野となっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第3号、4号、申請地は、一関インターチェンジから北に約410mの位置にあり、周囲は東・南側は農地、西側は市道、北側は宅地となっております。

申請人が自己住宅の建築及び道路を整備する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

18番  
佐藤 多賀幸 委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、農地法第5条現地調査報告書、花泉地域について報告いたします。

現地調査日、調査員につきましては3条と同じでございます

議 長  
17番  
芳賀 武郎 委員

ので、省略させていただきます。

現地確認の結果でございますが、下記のとおりでございます。

まず、第5号についてでございます。

申請地は、花泉支所から南に約1.1kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が宅地、北側が道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われれます。

第6号についてでございます。

申請地は、JR花泉駅から東に約150mの位置にあり、周囲は東・北側が農地、南側が市道、西側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われれます。

第7号でございます。

申請地は、JR清水原駅から南西に約4.6kmの位置にあり、周囲は東側山林、西・南・北側が農地となっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われれます。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、室根地域。

調査日、調査員は第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR矢越駅から南に約10.1kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が山林、南側が河川、北側が市道となっている。

申請人が公共工事に伴う仮設道路として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われれます。

なお、本工事は、岩手県発注の「本宿の沢（2）筋本宿地区

		<p>溪流保全工の2工事」であります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果についての報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
24番		<p>7号の関係で地上権、年額120,000円とありますが、特に期限というのはないのでしょうか。</p>
千田 幹雄 委員		<p>お答えいたします。</p> <p>これについては20年間の設定でございます。</p>
局長補佐		
議	長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第66号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第67号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、17ページをお開き願います。</p> <p>議案第67号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書の提出があった場合は、許可相当とすることについて意見を求めるものであります。</p> <p>本議案に係る申請は、室根地域の1件であります。</p> <p>第1号は、平成30年6月28日付けで、農地法5条申請許可を受けていたものでございますが、岩手県発注工事による本宿地区の「砂防工事の付け替え道路」が完了し、受人であります法人が仮設道路を使用し、本宿地区の「溪流保全工」の2工事を行なうため、前事業者と同様の事業計画により、引き続きこれを使用しようとするものであります。</p>
局長補佐		

議	長	以上で説明を終わります。 以上で「議案第67号」の説明を終わります。 審議願います。
10番 佐藤 和威治	委員	1点確認をさせていただきたいのですが、農地転用の事業計画の要件は、申請人が代わるのも変更なのですか。 あくまで農地が主なのでしょうか。 それとも、申請人が主なのでしょうか。 議案の提案スタイルだとあくまで農地が主ということで捉えなさいという提案ですが、その点、確認をさせてください。
局長補佐		今のご質問でございますが、まず基本は農地そのものの申請には間違いはないのですが、Aという前事業者が工事を請け負ってその期間が終わりました。 次、Bという事業者がやる場合でも申請が必要になるということでございます。
10番 佐藤 和威治	委員	事業主が代わったための変更ではなく、申請人が代わったのだから新たな申請として処理をしなくてよろしいでしょうか、その点は大丈夫でしょうか。
局長補佐		この意見を求めた後に新たに、また申請が出てくると言うことでございます。
議	長	よろしいでしょうか。 今の質問について、申請人が代わったのだから農地についてはそのまま、基本は動かない、申請者が代わったことに対する許可だと解釈をしていただければと思います。 ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議	長	以上で質疑を終わります。 審議を打切り採決いたします。 「議案第67号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当とする方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第67号」を許可相当と決めます。 次に、「議案第68号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
局長補佐		局長補佐より説明いたさせます。 それでは、議案書18ページをお開き願います。

議案第68号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案内容をご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

20ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が14件、所有権移転が4件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が2件、集団案件が1件であります。

初めに、利用権貸借についてですが、第1号から21ページの第2号までの2件は、一関地域に係る申請であります。

第3号から25ページの第8号までの6件は、花泉地域に係る申請であります。

25ページ、第9号の1件は、東山地域に係る申請であります。

25ページから26ページの第10号と第11号の2件は、室根地域に係る申請であります。

26ページの第12号の1件は、川崎地域に係る申請であります。

その下、26ページ、第13号から27ページの第14号までの2件は、藤沢地域に係る申請であります。

次に「所有権移転」であります。28ページをご覧ください。

第1号と第2号は、一関地域に係る申請であります。

第3号と29ページ、第4号は、花泉地域に係る申請であります。

次に30ページ以降ですが、農地中間管理機構との「使用貸借」及び「賃貸借」での案件であります。

初めに第1号と第2号については、一関地域に係る「使用貸借」による個別案件の申請であります。

めくっていただきまして、31ページ、第1号ですが、花泉地域に係る「賃借権」による集団案件の申請であります。

以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定した要件において、「集積計画の内容が基本構想

		に適合するものであること」、そして「利用権の設定を受けた後において要件を備えることとなること」の両方を満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第68号」の説明を終わります。
		なお、貸借権設定第12号について15番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第68号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第12号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第68号」の貸借権設定第12号を除き可と決します。
議	長	次に、貸借権設定第12号について審議いたします。
		遠藤 勝幸 委員は退室願います。
		(午後2時26分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第68号 一関市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定第12号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第68号」、貸借権設定第12号を可と決しました。
		遠藤 勝幸 委員は入室願います。
		(午後2時27分 入室)
議	長	遠藤 勝幸 委員に申し上げます。
		「議案第68号」、貸借権設定第12号は可と決しました。

議	長	次に、「議案第69号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
	局長補佐	局長補佐より説明いたさせます。 それでは、議案書の33ページをお開き願います。 議案第69号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案内容をご説明いたします。 一関市長より、33ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものであります。 34ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、使用貸借権1件、賃借権が2件であります。 第1号は一関地域に係る申請で、第2号と第3号は花泉地域に係る申請であります。 以上、各申請の内容については記載のとおりです。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第69号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第69号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第69号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第70号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
	局長補佐	局長補佐より説明いたさせます。 35ページをお開き願います。 議案第70号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可

議 長

22番  
佐藤 圭一 委員

議 長

18番  
佐藤 多賀幸 委員

否についての決定を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域3件、花泉地域1件、千厩地域1件であります。

申請の内容は、記載のとおりでありますのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過、または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第70号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告について、お願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日と調査員は3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、第2号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約2.8kmの位置にあり、周囲は東側が現況宅地、西側が宅地・山林及び農地、南側が宅地、北側が市道となっております。

平成10年頃から駐車場として貸しており、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約4.2kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が宅地、南側が公衆用道路、北側が雑種地となっております。

昭和47年頃から庭として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、花泉地域の農地法適用外現地調査報告書を報告いたします。

現地確認を行った結果でございます、第4号でございます。

申請地は、花泉支所から北東に約1.3kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西・北側が宅地、南側が市道となっております。

昭和63年頃から倉庫用地及び駐車場として貸しており、既に農地性は失われておりますので、ご報告させていただきます。

議 長

24番

千田 幹雄 委員

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査の報告を行います。

調査日、調査員につきましては、3条、4条と同じでございますので、割愛させていただきます。

第5号でございますが、申請地は、千厩支所から南に約1.3 kmの位置にありまして、周囲は東・西側が農地、南側が宅地、北側市道となっております。

昭和60年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第70号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第70号」を可と決します。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第9回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時35分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員